

食品に通常存在している物質に係る摂取量推計方針について

添加物専門調査会又はぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに属する専門委員等の参画を得て、食品に通常存在している物質（※）に係る現在の摂取量推計についてご議論いただいた結果、以下の方針が示された。

※ 具体的には、「硫酸銅」、「L-システイン塩酸塩」又は「フィチン酸カルシウム」から生じる硫酸イオン、L-システイン、フィチン酸、カルシウム及びマグネシウムを念頭においた。

添加物の特性、使用基準、毒性等を踏まえたリスクの判定の方針に応じて、摂取量推計結果をどのように用いるかを考慮することが有用である。

「食品健康影響評価」として、次の①又は②が想定される場合には、以下のとおり摂取量推計方針を採ることが妥当と考えられる。

① 健康影響に基づく指標値（HBGV）と摂取量推計結果を比較する場合

推計方針：摂取量の推計値が過小にならないように留意する。

この場合、適切な推計方法に基づくものであれば、過大推計になったとしても、リスク判定においては **conservative** であると考える。

[HBGV が食事以外のサプリメント等からの摂取量を設定した指標値¹の場合]

推計する摂取量に食事由来を含める必要はない。

② バックグラウンド（現在の食事由来等[※]）の摂取量と添加物「XX」に由来する摂取量を比較する場合

推計方針：バックグラウンドの摂取量は過大にならないように推計する。

この場合、添加物「XX」に由来する摂取量をバックグラウンドの摂取量で除することになるので、適切な推計方法に基づき過大な推計とならない方が、リスク判定においてはより **conservative** であると考える。

バックグラウンドの摂取量については、（栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針に準じて）平均値のみならず中央値や分布も検討することが望まれる。

※ バックグラウンドの摂取量の推計に含める範囲については、評価対象物質の特性等によって、食品由来、サプリメント由来、飲料水由来、医薬品等由来の摂取量を含む場合がある。

なお、食品中の評価対象物質は、そのマトリックス（食品の他の構成成分等）との結合により存在状態が異なることも想定される点に留意する。

¹ 例えば、ヒトが通常の食事に加えて添加物「XX」を摂取した試験から得られる NOAEL や LOAEL が考えられる。